

令和8年7月8日

会 員 各 位

一般社団法人 日本食肉加工協会
ハム・ソーセージ類公正取引協議会

可食性ケーシングの表示について（再周知）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、可食性ケーシングの表示につきましては、4月2日付の会員宛文書「食品表示基準等の一部改正及びハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約等について」にてご案内しておりますが、改めて周知するとともに適切な対応をお願いしたく下記のとおりご連絡いたします。

記

【表示の経緯及び移行期間について】

ケーシングはこれまで「容器包装」と整理し、ソーセージ類の表示基準制定当時から表示対象とせず運用して参りました。令和7年度までに消費者庁で検討された食品表示基準の「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」の中で、可食性ケーシングについては飲食に供していること、諸外国でも表示されていることを踏まえ、令和8年4月1日以降からソーセージ等の可食性ケーシングについては「原材料」として表示することとなりました。

可食性ケーシングの表示は、他の原材料と同様に原則、重量順表示となりますが、重量順表示が困難な場合には、原材料の最後(添加物の前)に表示することができるよう食品表示基準Q&A(消費者庁作成)で示されています。

当該表示の移行は食品表示基準の改正に併せた **2030年(令和12年)3月31日（4年間の経過措置期間）まで**にご対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(食品表示基準 Q&A 加工-56-2 R8.4.1 新規追加)

(加工-56-2) ソーセージのケーシング（皮）については、どのように表示すればよいですか。

(答)

- 1 ソーセージに使用されるケーシングのうち、羊腸や豚腸などの可食性ケーシングについては、原則、他の原材料と同様に重量順で表示します。また、原材料名は、その最も一般的な名称をもって下記の表示例を参考に表示してください。
- 2 ただし、可食性ケーシングについては、家畜の月齢や個体差等に由来して腸の重量のばらつきが大きいことや、納品時における水分量の違いや充填時における使用量の差が大きいこと等から、重量順に表示することが技術的に困難な場合があります。
- 3 このため、原材料として使用したケーシングについて、重量順に表示することが困難な場合に限り、原材料名の最後に表示しても差し支えありません。なお、セルローズフィルムや合成フィルムなどの不可食性ケーシングについては喫食しないため、原材料として表示する必要はありません。

<可食性ケーシングの表示例>

豚肉、豚脂肪、食塩、香辛料、**ケーシング（羊腸）**／調味料（アミノ酸）、…
豚肉、豚脂肪、食塩、香辛料、**皮（羊腸）**／調味料（アミノ酸）、…
豚肉、豚脂肪、食塩、香辛料、**羊腸**／調味料（アミノ酸）、…

以 上